

令和2年3月4日執行の選挙の結果 下記の方々が役員に就任されました

役員 (16名) (任期:R2.4.1~R6.3.31)

理事長 池田 藤平 (掛塚)	副理事長 伊藤 英明 (気子島)	総括監事 本間 静夫 (太郎馬新田)
理事 高橋 邦宏 (上野部)	理事 大津 光弘 (匂坂中)	理事 鈴木 勇一 (加茂)
◇ 鈴木 勲 (前野)	◇ 池田 彌須久 (大原)	◇ 鈴木 隆 (上岡田)
◇ 近藤 省二 (竜洋中島)	◇ 稲垣 恵一 (掛塚)	◇ 伊藤 輝彦 (西平松)
◇ 影山 博 (大原)	◇ 渡部 修 (西島)	
監事 鈴木 光男 (東名)	監事 袴田 敏文 (大中瀬)	



令和元年12月20日執行の選挙の結果 下記の方々が総代に就任されました

総代 (44名) (任期:R2.1.17~R6.1.16)

豊岡地区	伊藤 泰明 (新開)	鈴木 吉男 (平松)	鈴木 孝幸 (松之木島)	
豊田地区	兼子 徳次 (富里)	高橋 寛次 (東名)	左口 真好 (豊田)	平野 啓二 (加茂)
	土屋 貴史 (富丘)	河合 秋典 (海老塚)	市川 良一 (加茂)	大橋 由郎 (長森)
	稲垣 正保 (赤池)	山岡 正和 (森岡)	高橋 俊安 (森下)	澤田 和孝 (下本郷)
	平野 義信 (上万能)	伊藤 真人 (中田)		
磐田地区	鈴木 昌明 (寺谷新田)	中村 正臣 (匂坂上)	伊藤 真康 (匂坂中)	吉岡 正 (新島)
	本間 尚文 (野箱)	渡邊 敏男 (小島)	鈴木 勝義 (前野)	鈴木 克洋 (草崎)
	山内 裕治 (北島)	山田 省司 (千手堂)	鈴木 学 (上岡田)	川島 孝之 (中野)
	熊谷 邦雄 (大原)	柏木 邦男 (万正寺)		
竜洋地区	大橋 勉 (竜洋中島)	平井 俊治 (堀之内)	門奈 泰 (平間)	早川 計彦 (駒場)
	玉木 正明 (西平松)	古田加津美 (海老島)	内藤 方洋 (小中瀬)	佐藤 隆彦 (掛塚)
	立石 錦男 (豊岡)	林 一寛 (豊岡)		
福田地区	大橋 満也 (一色)	大橋 安男 (清庵新田)	小田 進 (大原)	

感謝米を水源地に寄贈しました

天竜川上流部の山林(水源)を管理している方々に感謝を込めて、当土地改良区管内で収穫された新米を毎年寄贈しています。多くの組合員からいただいた新米は長野県駒ヶ根市、同喬木村、森林組合等を経て学校給食などに使われています。本年度も実施しますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



職員募集について (令和3年4月1日採用予定)

募集内容
 採用人数：1人
 受験資格：昭和63年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人
 詳細については当土地改良区HPをご覧ください

【発行】寺谷用水土地改良区
 〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地
 TEL.0538-32-4655
 FAX.0538-36-0609
 E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp
 H P http://www.teradani.com/

理事長あいさつ

理事長 池田 藤平



田植えが終わり、日々緑が濃くなり美しく目に映える季節を迎えました。関係各位におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年は役員改選の年にあたり16名中5名が入れ替わりましたが、私は引き続き理事長の重責を担うことになりました。役員一同力を合わせて職務に励む所存です。任期の最終年(令和5年)には寺谷用水開祖平野重定公没後400年という大きな節目を迎えます。重定公の御遺徳に感謝と敬意を表した記念祭を盛大に執り行う予定ですので、関係各位にはご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、昨年は台風15号、19号が日本各地に大きな被害をもたらしましたが、幸い私たちの地域では被害が少なく済みました。通水に関しては組合員各位の御協力と、適度な降雨にも恵まれたため節水を実施することなく無事稔りの秋を迎えることができました。本年も順調に推移することを願っておりますが、万が一節水を実施することになった場合は交互通水など「互譲の精神」で対応くださいますようお願いいたします。

また、昨年12月に中国の武漢市で発生した新型コロナウイルスが感染拡大して世界中が大混乱に陥っています。このウイルスは人間に感染しなければ長期間生存することはできませんが、感染すると体内で急速に増殖する性質をもっており、今のところ明確な治療法が確立されていません。感染拡大を防ぐ有効な方法は「密集」「密接」「密閉」を少なくし、人と人との接触を極力減らすことです。そのため政府は、4月7日に緊急事態を宣言し学校などを休業にしたり国民にステイホームを呼びかけたりしたことで、今のところは爆発的な感染拡大を防止することができています。一方では、社会経済活動が停滞したことにより、多くの人々が大きな不安を抱えながら生活しています。政府は1人あたり10万円支給する特別定額給付金制度のほか様々な補助金制度を打ち出して経済破綻を防ごうと必死になっている状況です。1日も早くこの混乱が終息し安心して生活できる日常に戻ることを願ってやみません。

当土地改良区は農業用水の維持管理を通じて食の生産に関わっています。大変な状況ですが役職員一丸となってその役割を果たすべく努力してまいります。

末筆ながら、今年も豊稔の秋を迎え祭りが盛大に行われることと、皆様のご健勝ご多幸を祈念し御挨拶といたします。

【令和2年度通水情報】 通水開始：4月21日 通水終了：9月28日(予定)

寺谷用水を大切に使いましょう

寺谷用水は限りある地域の水です。下流地区で耕作している方々のことも考えて必要以上の取水は控え、田んぼからの無効放流をやめましょう。水門や堰板を適切に管理するよう心がけてください。また、ゴミを捨てている人を見たらご注意ください。施設を破損させる原因となり、大事故になる恐れがあります。

災害時には通水を緊急停止することがあります!



用水路は危険です!

- 用水路付近では子どもを遊ばせないようにしましょう。
- 用水路は流れが速く深いので非常に危険です。
- 魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。
- 交通事故などでフェンスをこわしてしまった場合は至急ご連絡ください。また、見かけた方はご一報ください。



令和元年度 事業関係

県営河川応急対策事業 「小島堰地区」

※昨年度をもって一連の撤去作業が完了しました。

工事の種類	事業内容
旧頭首工施設撤去工事	仿僧川頭首工施設（小島可動堰）「上小島取水施設撤去・堤防復旧」

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「高木・前野用水地区」

工事の種類	事業内容
ネットフェンス更新工事	高木用水安全施設（ネットフェンス）の更新（磐田市小立野地内）

ネットフェンス更新の状況

※通学路や混住化地域などを優先して更新していきます。



施工前



完成

令和2年度 事業関係

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「高木・前野用水地区」

※R2年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
ネットフェンス更新工事	前野用水安全施設（ネットフェンス）の更新（磐田市加茂地内）

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「寺谷地区」

※R4年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
ポンプ・電機設備等の更新工事	仿僧東P・西P制御盤機器、宮之一色P流量調整弁、寺谷幹線超音波流量計の更新

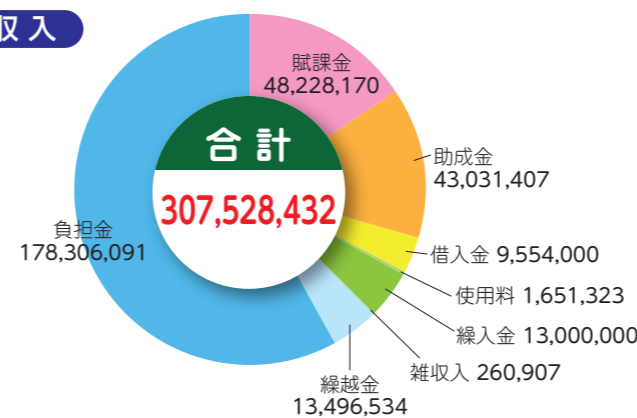
ポンプ停止について(お願い)

パイプライン組合の運営には多額の電力料が必要になります。そこで、組合によっては【雨天】【夜間】【週末】など、一時的にポンプを停止することで電気料金の削減を図っておりますので、ご協力をお願い致します。

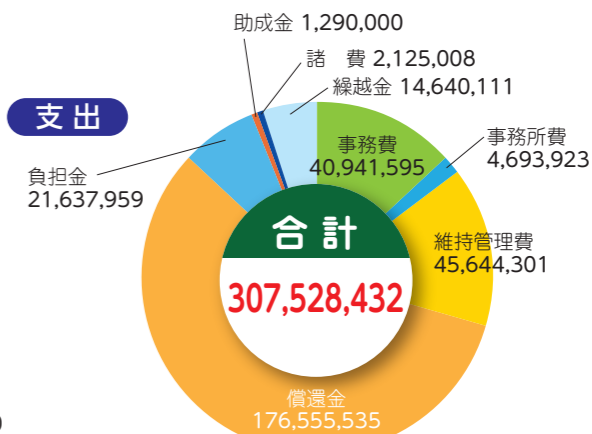
※組合毎にポンプを停止する時間帯は異なりますのでパイプライン組合広報誌や回覧をご確認下さい。水の垂れ流しは「電気と水の無駄使い」です。給水栓の徹底管理をお願いします。

平成30年度 一般会計決算 (単位:円)

収入



支出

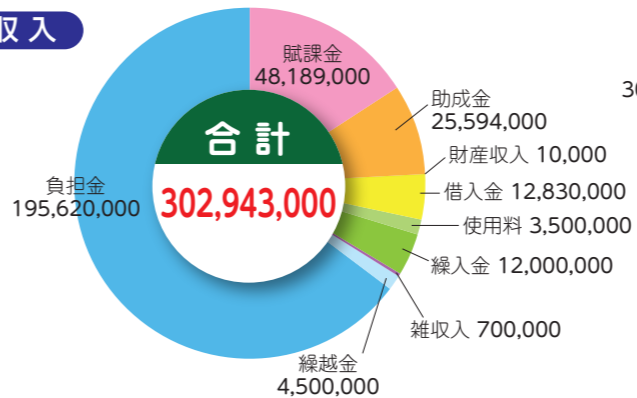


平成30年度 特別会計決算 (単位:円)

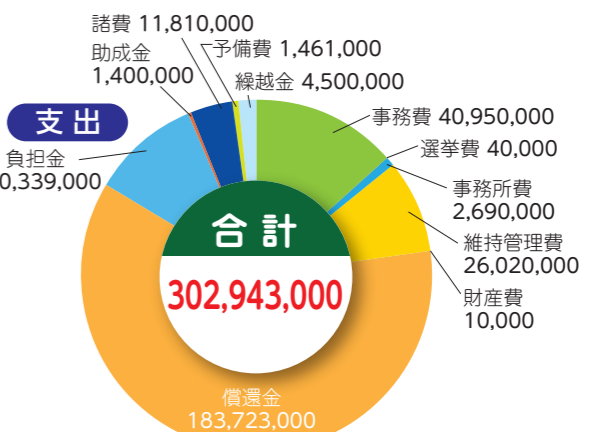
350周年記念造林育成事業繰越金 ¥1,112,708 基本財産積立金繰越金 ¥52,196,029
 職員退職給与積立金繰越金 ¥29,239,952 農地転用一時決済金繰越金 ¥628,922,434 借入金等負債合計額 ¥1,850,980,253
 ※平成30年度会計は令和元年10月8日開催の臨時総代会において承認されました。
 令和元年度会計決算は10月開催の総代会に諮る予定ですので、次回の「寺谷用水だより」に掲載いたします。

令和2年度 一般会計予算 (単位:円)

収入



支出



寺谷用水土地改良区賦課金(組合費)について

令和2年度単価	3,300円/10a(3.3円/㎡) ※総代会議決による
納入時期	令和2年11月1日～11月30日(口座振替の方は末日引落) ※徴収期日の最終日が土曜日、日曜日にあたる場合は翌日となります。
備考	土地改良法第36条により用水利用の有無に関わらず賦課対象となります。また、現況が田以外の状況(転作含)でも脱退手続きをされない限り対象となります。

口座振替(自動引落)をご利用ください

現在約9割の方が契約されています

決済金(脱退手続き)について

令和2年度単価	田 320円/㎡(畑かん地区の畑は田の3分の1) 事務手数料 1,000円/1件 ※総代会議決による
事例 手続きが必要となる場合	農地転用し、宅地等として使用する場合。 利用目的を変更し、畑(温室含)として使用する場合。 磐田市役所等に寄付する場合。公共事業等により用地買収される場合。 ※買収の場合誰が(地権者もしくは事業主)決済金を納めるのかはつきりさせ、後日のトラブルにならないようにしてください。
備考	決済金は土地改良法第42条に定められており、将来の維持管理費等に充てられます。

注意 パイプライン事業等の受益地は農地転用は原則認められません。